

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
警視庁地域部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各方面本部長

警察庁丁地発第56号、丁交企発第93号
丁交指発第49号、
平成31年3月27日
警察庁生活安全局地域課長
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長

移植用臓器等の緊急搬送に対する協力について(通達)

臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)の規定により死体(脳死した者の身体を含む。)から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材(以下「臓器等」という。)の応急運搬は、移植医療を実施する医療機関(臓器あっせん機関である公益社団法人日本臓器移植ネットワーク(以下「ネットワーク」という。))、同法の規定による移植を実施する医療機関又は同法の規定による移植術(以下単に「移植術」という。)に使用されるための臓器を提供する医療機関をいう。以下同じ。)が保有する緊急自動車、公共交通機関等によって行われるが、移植術に使用されるための臓器の応急運搬は厳しい時間的制約の下で行うことが要請され、また脳死と判定された者の状態が急変する等緊急に臓器等の応急運搬が必要となる場合があるため、移植医療を実施する医療機関から緊急自動車である警察用自動車による誘導若しくは臓器等の搬送(以下「誘導等」という。)又は警察用航空機による臓器等の搬送の要請があった場合は、下記の要領により可能な限り協力されたい。

なお、「移植用臓器等の緊急搬送に対する協力について」(平成11年4月19日付け警察庁丁地発第33号ほか)は廃止する。

記

1 移植医療を実施する医療機関との連絡体制の確立

緊急自動車である警察用自動車による誘導等又は警察用航空機による臓器等の搬送の要請は、原則としてネットワークから行われるが、状況によってはネットワーク以外の移植医療を実施する医療機関から行われることがあるので、各都道府県警察本部地域警察担当部門に連絡担当者を指定するなどして、関係する移植医療を実施する医療機関とあらかじめ連絡体制を確立しておくものとする。

2 緊急搬送体制の確立

(1) 緊急自動車である警察用自動車による誘導等は、警察本部又は警察署の警

ら用無線自動車によって行うこと。

なお、警ら用無線自動車が、事件・事故等の処理のため、誘導等の要請に対応することができない場合は、交通取締用自動車の活用を図る等の措置を講ずること。

- (2) 110番通報により、移植医療を実施する医療機関から緊急自動車である警察用自動車による誘導等又は警察用航空機による臓器等の搬送の要請がなされる可能性があるので、通信指令室等緊急連絡を受ける部署にも臓器等の応急運搬の趣旨及び緊急搬送体制について周知徹底しておくこと。

3 その他

- (1) 都道府県警察は、緊急自動車である警察用自動車による誘導等又は警察用航空機による臓器等の搬送を行った場合は、その内容について、警察庁（生活安全局地域課長及び交通局交通企画課長宛て）に報告すること。
- (2) 警察用航空機による臓器等の搬送を行った場合は、ネットワークが内規で定める臓器搬送交付金の交付対象となるが、当該交付金申請は行わないこと。